

出張業務を行う理容師又は美容師を受け入れる施設の方へ

「船橋市出張理容・出張美容に関する衛生管理指導要綱」が平成25年7月1日より施行されました。船橋市内において、理容所又は美容所以外の場所で理容又は美容の業を行う（出張業務を行う）場合には、船橋市保健所への届出をお願いします。

※ただし、船橋市内の理容所・美容所の従業者である理容師・美容師が、所属している理容所・美容所の洗浄、消毒設備を利用して出張業務を行う場合、届出は不要です。

出張業務を受け入れる際には、理容師・美容師の免許証を確認の上、以下のどちらかの要件を満たしていることをご確認ください。

- ①市内の理容所・美容所に勤めており、その施設の洗浄、消毒設備を利用して出張業務を行う。
- ②船橋市保健所へ届出をしている。（出張業務届の写しを所持している。）

その他、ご不明な点は下記までお問い合わせください。

船橋市保健所 衛生指導課 環境指導係
〒273-0011 船橋市湊町2-10-18
TEL 047-431-4191/FAX 047-433-7978

-
- 出張業務とは、理容師・美容師が理容所・美容所以外の場所で理容・美容の業を行うことです。
 - 船橋市内で出張業務を行うことができるのは、次の場合に限られています。
 - ・疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者に対して理容・美容を行う場合
 - ・婚礼その他の儀式に参加する者に対してその儀式の直前に理容・美容を行う場合
 - ・特別養護老人ホームその他これに類するものに入所している者に対し理容・美容を行う場合
 - ・演芸等（演芸、音楽、講演その他の公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。）に出演する者に対して、その演芸等の直前に理容・美容を行う場合